

東近江市八日市駅自転車駐車場及び東近江市能登川駅西自転車駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

東近江市八日市駅自転車駐車場及び東近江市能登川駅西自転車駐車場の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市八日市駅自転車駐車場	大阪府大阪市北区曾根崎新地 2丁目5番3号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
東近江市能登川駅西自転車駐車場	株式会社駐輪サービス	

提案理由

東近江市八日市駅自転車駐車場及び東近江市能登川駅西自転車駐車場の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。